



# 後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（一定の障害と認定された場合は65歳以上から）がそれまでの健康保険に代わって加入する医療制度です。

## 対象者（被保険者）

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から加入。加入の手続きは必要ありません）
- 65～74歳で、一定の障がいのある方（加入・脱退はいずれも任意で、かつ申請が必要です）

【一定の障がいのある方】

- ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ・療育手帳A(重度)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・身体障害者手帳4級で、音声障害・言語障害・下肢障害（1号・3号・4号）のいずれかの方

## これから加入される方へ

これまで加入していた健康保険からは脱退することになります。

- 町の国民健康保険に加入していた方が、75歳になり後期高齢者医療制度に加入する場合は、国民健康保険の脱退手続きは不要です。
- 上記以外の方（会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入する方）脱退手続きについては、これまで加入していた保険者にご確認ください。

## 医療を受けるには・保険料・納付方法

- 医療を受けるには、北海道後期高齢者医療広域連合から交付された「後期高齢者医療資格確認書」（※）を医療機関の窓口に表示するか、「マイナ保険証」により医療機関の窓口で受け付けしてください。

※保険証廃止後の暫定措置として、令和8年7月末までは、マイナ保険証の有無にかかわらず、はがきサイズの「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関の窓口に表示すると従来の保険証と同様に医療を受けることができます。

- 後期高齢者の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」から構成され、保険料率や賦課限度額は広域連合で設定し、2年ごとに見直しを行います。
- 保険料の納付方法については、原則介護保険料と同様に年金からの天引きになります。介護保険料が年金から天引きされていない場合、納付書または口座振替などの方法により納めていただくことになります。

後期高齢者医療制度の詳細については、制度を運営している北海道後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。



お問合せ 住民課戸籍保険グループ（役場内）

☎76-2130